



柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

Yanagisawa Accounting Firm TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

謹賀新年

明けましておめでとうございます。

旧年中は大変お世話になり、社員一同心より御礼申し上げます。

本年も、更なるサービスの向上に努めて参りますので、より一層のご支援、お引立てを賜りますようお願い申し上げます。

皆様のご健康とご多幸をお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年も宜しくお願い申し上げます。



確定申告資料準備のお願い



今年も確定申告の時期が近づいてきました。

確定申告の受付開始日は**令和5年2月16日(木)**となります。
早期の資料の準備にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

経営革新 新春WEBセミナーのお知らせ

令和5年1月20日(金)に経営革新新春WEBセミナーを開催いたします。

今回も会場に集まっての講演を避け、Z o o mを使ったオンライン形式でセミナーを開催いたします。パソコンやスマートフォン、タブレット等でインターネット環境があれば何処にいても受講が可能となります。

ご多忙とは存じますが、多くの方のご参加をお待ちしております。セミナーの詳細・参加申込につきましては別紙チラシをご覧ください。

■セミナー概要

日時：令和5年1月20日(金) 13:30~15:10(予定)

会場：オンライン(ZOOM)

費用：無料

内容：①まもなくインボイス制度がスタート！

事業者が知っておくべきこと 準備しておくべきこと

②人事・労務の注目 NEWS

③中小企業を取り巻く状況の変化・令和5年度税制改正速報



— 贈与税の申告② —

前回は、どのような場合に贈与税の申告をする必要があるのか、そして、暦年課税と相続時精算課税について確認を行いました。今回は、どのような財産を贈与した場合に、贈与税が課税されるのかを具体的に確認していきたいと思います。

贈与税がかかる財産は、「贈与を受けた財産」及び「贈与を受けたものとみなされる財産」に区分されます。後者は、贈与の意識がないまま行われることが多いので、贈与税の申告が漏れてしまう可能性があります。

■ 贈与を受けた財産

贈与を受けた財産とは、「あげます」「もらいます」という当事者間の契約により取得した土地、家屋、事業用財産、有価証券、貴金属、預貯金、現金などの一切の財産が該当します。



■ 贈与を受けたものとみなされる財産(みなし贈与)

贈与を受けたものとみなされる財産とは、次のような財産又は利益について、贈与を受けた財産でなくとも、贈与によって取得したものとみなされるものです。

- 保険料を負担した人以外の人を受け取った保険金（相続税が課税される保険金は除かれます。）
例：契約者（保険料負担者）が夫で、保険金受取人が妻であるような養老保険等の満期保険金等がある場合。
- 著しく低い価額で財産を譲り受けたことによる利益
例：父が子へ不動産を時価より著しく低い価額で譲渡し、買い受けた側が通常より安く不動産を購入できたことにより利益を得た場合。
- 債務の免除、引受け等を受けたことによる利益
例：住宅を購入する際に、夫婦共同名義のローンを組んだが、妻のローンの返済についても夫が行っている場合。

※上記以外にも、贈与を受けたものとみなされる場合がありますので注意が必要となります。

■ 贈与税がかからない財産

贈与を受けた財産であっても、次に掲げる財産等には贈与税はかかりません。

- 夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるもの。なお、贈与税がかからない財産は、生活費や教育費として必要な都度直接これらに充てるためのものに限られ、生活費や教育費の名目で贈与を受けた場合であっても、それを預金したり株式や不動産などの買入資金に充てている場合には贈与税がかかります。
- 直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち一定の要件を満たすものとして、贈与税の課税価格に算入されなかったもの
- 直系尊属から一括贈与を受けた教育資金、結婚・子育て資金のうち一定の要件を満たすものとして、贈与税の課税価格に算入されなかったもの

※住宅取得等資金贈与、教育資金贈与及び結婚・子育て資金贈与については、贈与税の申告書の提出が必要となります。

(坂本憲彦)

税金・会計 Q&A

Q 所得税の確定申告と年末調整の違いは？

1. 確定申告とは？

個人に課せられる所得税は、毎年2月16日から3月15日までの間に前年の1月～12月の1年間の所得（収入）にかかる税金の額を計算し、申告・納付しなければいけません。これが「所得税の確定申告」です。

2. サラリーマンは、確定申告が不要！

給与収入のみのサラリーマンは、原則、確定申告の必要はありません。

サラリーマンの場合は、給料が支給される際に所得税が天引き（源泉徴収）され、年末年始に源泉徴収された額と実際の年税額との過不足が調整されます。これが年末調整です。

年末調整では、毎月天引きされていた源泉徴収税額の合計額と、実際の年税額との差の調整や、年の途中に扶養親族の異動があった場合の再計算をします。また、配偶者特別控除や各種の保険料控除の計算も一括して行います。状況によっては、多額の税金が還付されたり、徴収されることがあります。

3. 年末調整は、会社の義務？

所得税法上、会社（事業者）は、扶養控除等申告書を提出した人（甲欄）について、年末調整を行う義務があります。扶養控除等申告書を提出していない人（乙欄）については、会社は、給料の支給時に法定で定められた高めの税金を天引きし、個人が確定申告により1年間の税金を精算します。

アメリカなどでは、年末調整の制度がなく、収入が給料のみでも確定申告が必要です。しかし、日本は、所得税の徴収を円滑に行うために、会社源泉徴収及び年末調整の義務を課しています。



Q サラリーマンでも確定申告が必要な場合がある？

給与の収入のみのサラリーマンは、原則、確定申告の必要はありませんが、場合によっては、確定申告を行う必要がある場合や確定申告を行うことで税金を還付（返金）してもらえます場合があります。

1. サラリーマンでも確定申告をしなければならないケース

- ・副業による所得が20万円超
- ・給与の年間収入が2,000万円超
- ・年の途中で退職して再就職していない
- ・不動産を売却して利益が出た
- ・2カ所以上から給与を受けている
- ・満期保険、解約返戻金が一定額を超えた など



2. サラリーマンでもこんな人は確定申告をするとトクをするケース

- ・多額の医療費を負担した
- ・マイホームを借入して買った
- ・ふるさと納税などの寄付を行った
- ・株式やFXなどの投資で損失が出た
- ・年末調整で生命保険などの控除申告をしなかった
- ・台風・地震・火災・盗難の被害を受けた など



(橋本 健治)

